写

高松市告示第５９５号

令和８年度後期高齢者医療保険料督促状について、別紙の者については、住所等が不明のため送達が不能となったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和８年１１月２日

高松市長　大　西　秀　人

公　示　送　達　書

公示日：令和８年１１月２日

下記の者に係る書類は、送達を受けるべき者の住所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は下記に保管されておりますので、該当者は来所のうえ交付の請求をしてください。

※高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する。

高松市長

大西　秀人

記

令和８年度　（令和８年度分）　後期高齢者医療保険料　督促状

氏　名	発行年月日	期別
塩田　五郎	令和８年１０月２０日	第３期
山本　初乃	令和８年１０月２０日	第３期
吉岡　和子	令和８年１０月２０日	第３期
平山　陞	令和８年１０月２０日	第３期
白石　健二	令和８年１０月２０日	第３期
那須　寛爾	令和８年１０月２０日	第３期
水口　進	令和８年１０月２０日	第３期
亀田　優	令和８年１０月２０日	第３期
馬場　眞由美	令和８年１０月２０日	第３期

この掲示を始めた日から起算して７日を経過した時、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所　高松市役所　国保・高齢者医療課

作成日：令和８年１０月３０日

氏　名	期別
永原　あけみ	第３期
香西　輝秋	第３期
山本　功	第２期
川西　栄子	第３期
富田　アヤ子	第３期
富田　周男	第３期
番中　雅美	第３期
安本　ミチ子	第３期
** 以下余白 **	